

広島県告示第三百五十二号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十四年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
府中市立府中北市民病院	府中市上下町上下二一〇〇番地	平成二十四年三月三十一日
広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院	府中市鶉飼町五五五番地三	平成二十四年三月三十一日